

随意契約理由書

件名	丸山ポンプ場 調整池送水ポンプ1号分解整備
契約の相手方	株式会社荏原製作所 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>1. 神戸市水道局は、市民へ安定的に水を供給できるよう本市全域にポンプ等の設備（以下、ポンプという。）を設けており、本件業務対象のポンプが故障し使用できなくなると、送水や維持管理に支障をきたし、市民へ水が供給できないことになりうる。</p> <p>2. 本件業務対象の設備は製造から14年経過しており、軸受の摩耗がみられる。本件業務にて機器を分解し、軸受、ライナリング等の消耗部品を交換する。これにより、故障を未然に防止するとともに、設備の信頼性向上を図る。</p> <p>3. 本件業務の分解整備は、製作会社でなければ知り得ない機器内部の技術情報及び専門的技術を要するため、機器の製作会社である上記契約の相手方でなければ業務実施は不可能である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所（電話番号 341-8994 ）